

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第7部門第3区分

【発行日】平成23年12月15日(2011.12.15)

【公開番号】特開2010-118863(P2010-118863A)

【公開日】平成22年5月27日(2010.5.27)

【年通号数】公開・登録公報2010-021

【出願番号】特願2008-290244(P2008-290244)

【国際特許分類】

H 04 N 7/01 (2006.01)

H 04 N 5/66 (2006.01)

【F I】

H 04 N 7/01 G

H 04 N 5/66 D

【手続補正書】

【提出日】平成23年10月28日(2011.10.28)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

ビデオ信号としての第1の信号と、ビデオ信号ではない画像データとしての第2の信号とを入力可能な画像表示装置であって、

前記第1の信号に対して電子ズーム処理を行い、該電子ズーム処理がなされた所定の解像度を有するビデオ信号を出力する第1の電子ズーム処理部と、

前記第2の信号をビデオ信号に変換するビデオ変換部と、

該ビデオ変換部からのビデオ信号に対して電子ズーム処理を行い、該電子ズーム処理がなされた前記所定の解像度を有するビデオ信号を出力する第2の電子ズーム処理部と、

前記第1の電子ズーム処理部から出力された前記所定の解像度を有するビデオ信号に応じた画像を表示する表示部とを有し、

前記第2の電子ズーム処理部から出力された前記所定の解像度を有するビデオ信号は、前記第1の電子ズーム処理部を通過して前記表示部に出力され、

前記ビデオ変換部から前記第2の電子ズーム処理部に入力されるビデオ信号は、前記第1の信号としてのビデオ信号よりも大きい解像度を有することを特徴とする画像表示装置。

【請求項2】

前記第2の信号は、圧縮された画像データであり、

前記ビデオ変換部は、該圧縮された画像データを伸張してビデオ信号に変換することを特徴とする請求項1に記載の画像表示装置。

【請求項3】

前記電子ズーム処理は、オーバースキャン処理、及びアスペクト変換処理のうち少なくとも1つを含むことを特徴とする請求項1又は2に記載の画像表示装置。

【請求項4】

前記表示部に表示された画像を被投射面に投射する投射光学系を有することを特徴とする請求項1から3のいずれか1つに記載の画像表示装置。

【請求項5】

ビデオ信号としての第1の信号と、

ビデオ信号ではない画像データをビデオ信号に変換するビデオ変換部、及び該ビデオ変換部からのビデオ信号に対して電子ズーム処理を行う第2の電子ズーム処理部を有する画像入力装置から出力された、前記電子ズーム処理がなされた所定の解像度を有するビデオ信号としての第3の信号とを入力可能な画像表示装置であって、

前記第1の信号に対して電子ズーム処理を行い、該電子ズーム処理がなされた前記所定の解像度を有するビデオ信号を出力する第1の電子ズーム処理部と、

該第1の電子ズーム処理部から出力された前記所定の解像度を有するビデオ信号に応じた画像を表示する表示部とを有し、

前記第3の信号は、前記第1の電子ズーム処理部を通過して前記表示部に出力され、

前記ビデオ変換部から前記第2の電子ズーム処理部に入力されるビデオ信号は、前記第1の信号としてのビデオ信号よりも大きい解像度を有することを特徴とする画像表示装置。

#### 【請求項6】

請求項5に記載の画像表示装置に信号を出力する画像入力装置であって、

ビデオ信号ではない画像データをビデオ信号に変換するビデオ変換部と、

該ビデオ変換部からのビデオ信号に対して電子ズーム処理を行う第2の電子ズーム処理部とを有し、

前記電子ズーム処理がなされた前記所定の解像度を有するビデオ信号としての前記第3の信号を前記画像表示装置に出力することを特徴とする画像入力装置。

#### 【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0010

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0010】

本発明の一側面としての画像表示装置（第1の画像表示装置）は、ビデオ信号としての第1の信号と、ビデオ信号ではない画像データとしての第2の信号とを入力可能である。該画像表示装置は、第1の信号に対して電子ズーム処理を行い、該電子ズーム処理がなされた所定の解像度を有するビデオ信号を出力する第1の電子ズーム処理部と、第2の信号をビデオ信号に変換するビデオ変換部と、該ビデオ変換部からのビデオ信号に対して電子ズーム処理を行い、該電子ズーム処理がなされた所定の解像度を有するビデオ信号を出力する第2の電子ズーム処理部と、第1の電子ズーム処理部から出力された所定の解像度を有するビデオ信号に応じた画像を表示する表示部とを有する。そして、第2の電子ズーム処理部から出力された所定の解像度を有するビデオ信号は、第1の電子ズーム処理部を通過して表示部に出力され、ビデオ変換部から第2の電子ズーム処理部に入力されるビデオ信号は、第1の信号としてのビデオ信号よりも大きい解像度を有することを特徴とする。

#### 【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0011

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0011】

また、本発明の他の一側面としての画像表示装置（第2の画像表示装置）は、ビデオ信号としての第1の信号と、第3の信号とを入力可能である。第3の信号は、ビデオ信号ではない画像データをビデオ信号に変換するビデオ変換部、及び該ビデオ変換部からのビデオ信号に対して電子ズーム処理を行う第2の電子ズーム処理部を有する画像入力装置から出力された、電子ズーム処理がなされた所定の解像度を有するビデオ信号である。該画像表示装置は、第1の信号に対して電子ズーム処理を行い、該電子ズーム処理がなされた所定の解像度を有するビデオ信号を出力する第1の電子ズーム処理部と、該第1の電子ズーム処理部から出力された所定の解像度を有するビデオ信号に応じた画像を表示する表示部

とを有する。そして、第3の信号は、第1の電子ズーム処理部を通過して表示部に出力され、ビデオ変換部から第2の電子ズーム処理部に入力されるビデオ信号は、第1の信号としてのビデオ信号よりも大きい解像度を有することを特徴とする。